

入管庁管第 5205 号
開発 1225 第 9 号
令和 2 年 12 月 25 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出入国在留管理庁長官
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直しのための「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定等について

本年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。）の規定に基づき、監理団体及び実習実施者等に提出を求めている申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）について、当該申請書等において監理団体及び実習実施者等が行う押印又は署名（以下「押印等」という。）を不要とするために必要な改正を行う「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年法務省・厚生労働省令第 9 号。以下「改正省令」という。）（別添 1）が本日公布及び施行された。

改正省令の内容等は下記のとおりであるので、貴機構におかれては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意いただくとともに、監理団体及び実習実施者に周知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

法の規定に基づき、監理団体及び実習実施者等に提出を求めている申請書等について、規制改革実施計画において、行政手続における押印の見直し等が明記されたことを踏まえ、当該申請書等において監理団体及び実習実施者等が行う押印等を求めないこととす

るもの。

第2 改正の内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）において、外国人技能実習機構への申請書等の提出の際に押印等を求めている以下の別記様式について、監理団体及び実習実施者等の押印欄を削除する等の措置を講ずること。なお、改正省令の施行の際現にある改正前の様式により使用されている申請書等は、改正後の様式によるものとみなすとともに、改正省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

- ①別記様式第1号（技能実習計画認定申請書）
- ②別記様式第3号（技能実習計画軽微変更届出書）
- ③別記様式第4号（技能実習計画変更認定申請書）
- ④別記様式第7号（実習実施者届出書）
- ⑤別記様式第9号（技能実習実施困難時届出書）
- ⑥別記様式第10号（実施状況報告書）
- ⑦別記様式第11号（監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書）
- ⑧別記様式第15号（監理団体許可証再交付申請書）
- ⑨別記様式第16号（事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書）
- ⑩別記様式第17号（変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書）
- ⑪別記様式第18号（技能実習実施困難時届出書）
- ⑫別記様式第19号（事業廃止届出書／事業休止届出書）
- ⑬別記様式第22号（監査報告書）
- ⑭別記様式第23号（事業報告書）

第3 その他様式の取扱いについて

「技能実習制度運用要領」（平成29年4月7日付け法務省管在第2126号・能発0407第8号）及び「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」（平成29年4月7日付け能発0407第9号）において示している様式についても、改正省令と同様の取扱いとする。具体的には、別添2に掲げる各様式については、監理団体及び実習実施者等の押印を求めないこととする。

以上